令和８年第９回教育委員会定例会　会議録

１　開催日時　令和８年９月 16 日（水）午後１時 30 分～午後２時５分

２　開催場所　春日井市役所９階　教育委員会室

３　出席者

【教育長】 兒島　靖
【委　員】 竹田　卓弘
【委　員】 浅井　敦臣
【委　員】 河合　香吏

【事務局】	教育部長	森本　邦博
	いきがい創生部長	冲中　浩
	教育総務課長	宮嵜　英介
	同　　主幹	片寄　孝治
	同　　課長補佐	大塚　美登子
	同　　主査	砂田　恭平
	同　　主事	田中　綾乃
	学校教育課主幹	湯浅　公
	同　　指導主事	西﨑　慎也
	同　　課長補佐	山﨑　俊介
	同新たな学校づくり推進室長	梶田　傑
	学校給食課長	寺尾　泰英
	文化財課長	勝　千恵
	野外教育センター所長	神戸　明子
	同　　主幹	坂野　年伸
	いきがい推進課長	西川　和範
	図書館長	松田　健作

４　報告

⑴　坂下中学校区における学校統合に向けた取組の進捗状況について

５　議事概要

教育長	本日の傍聴者はなし。
教育長	春日井市教育委員会会議規則第６条第２項の規定により、会議録署名人は、竹田委員を指定。
教育長 （報告事項）	２学期が始まり、子どもたちの教育活動も順調に進んでいる。 今年は、全国各地で線状降水帯の発生に伴う河川の氾濫や浸水など、大きな気象災害が発生している。 本市においても、先週８日の夕刻に線状降水帯が発生した。これに伴い、今年５月より運用が開始された新たな防災気象情報に基づき、警戒レベル４である「大雨危険警報」及び「土砂災害危険警報」、さらに庄内川に警戒レベル５の「氾濫特別警報」が相次いで発表される事態となった。 当日は、線状降水帯の半日前予測や直前予測が出されたものの、急激な天候の変化に見舞われた。児童生徒の下校時間帯と重なったことから、市内の多くの学校において急遽学校待機の措置を講じ、保護者の皆様に送迎の協力をいただいた。 市内の学校被害については、中部中学校２号館１階の一部の廊下や教室において、地蔵川の越水による浸水が発生した。そのため、翌日を臨時休校とし、清掃および消毒作業を実施した。 その他の学校においても一部で、土間や倉庫への浸水、雨漏り等の影響があったが、幸いにも大規模な被害には至っていない。 今後も気象情報の早期把握と迅速な情報伝達に努め、児童生徒の安全確保ならびに防災体制の強化に万全を期す。 続いて、夏休み中後半の報告をする。 ８月 25 日に、スポーレかすがいで、小学生 56 名が参加した「かけっこマイスター教室」を実施した。今年は、気温が高い予報であったため、途中メニュー変更の心配があったが、終了まで予定通り行うことができた。また、最後に大会と同じ機械でタイムを計測し、参加者にとって楽しさと真剣さが両立した機会となった。 また、同じ日に小学生男鹿市交流学習報告会を行った。参加した児童は、３グループに分かれ、交流学習で見聞き、感じたことを発表した。プレゼンテーションソフトを使い、決められた時間内での工夫した発表に、市長、議長、保護者は拍手を送った。

今年の秋の運動会・体育大会は、９月の終わりに中学校１校、10月に小学校 22 校、中学校９校が行う。練習を含め、実施にあたっては、熱中症の予防に十分注意するよう指示した。

９月 24 日より後期の学校訪問が始まる。

教育長

１　報告

⑴　坂下中学校区における学校統合に向けた取組の進捗状況について

新たな学校づくり推進室長

資料に基づき「坂下中学校区における学校統合に向けた取組の進捗状況について」説明。

坂下中学校区における学校統合に向けた検討について、本年６月、「坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針」を策定後の進捗状況について報告する。

坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会は、坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針を策定後に組織した。懇談会は学校統合の必要性を含め、学校の設置場所、小中一貫教育制度、通学バスなど具体的な内容について意見交換を行う会として位置付け、坂下中学校区の保護者や地域の代表者、学校関係者など 33 名で構成している。

懇談会は、これまで６月、７月、８月の合計３回開催した。

第１回懇談会では、坂下小学校、西尾小学校、神屋小学校の３校を統合する場合は、既存の学校敷地を活用すること、統合後の小学校は新設を予定することを前提に、学校の設置場所として２つの考え方をもとに６つの案を示した。

考え方①では、中学校は現状の場所とし、小学校を別の場所に設置するものである。この考え方では坂下小学校、神屋小学校、西尾小学校を候補地とした。

考え方②では、中学校と小学校を同一敷地内に設置するものである。この考え方では、坂下中学校、神屋小学校、西尾小学校を候補地とした。なお、小中一貫型教育制度を導入する場合、考え方①では、小学校と中学校が離れている「分離型」、考え方②では、同じ敷地内に小学校と中学校がある「一体型」となる。６つの案の詳細は別紙１「坂下中学校区　学校の設置場所（案）比較表」に記載し

ている。候補地である学校の位置、周辺の状況、敷地面積の状況等を記載している。

第２回懇談会では、懇談会の構成員が５グループに分かれ、統合する場合の学校の設置場所について議論した。各グループからは小中一貫教育制度を導入することを前提に、候補地案の中から坂下中学校、神屋小学校、坂下小学校が適しているとの意見が出された。

第３回懇談会では、第２回懇談会で出た意見を踏まえ、市の考え方を示した。

小中一貫教育制度については、行事だけでなく普段の学校生活を通じて、日常的に異学年交流ができる、子どもたちにとって、小学校から中学校へ進学する際の環境の急激な変化がなく、慣れ親しんだ環境で９年間の生活ができる、物理的な移動距離がないことで、小学校と中学校の教職員の往来や合同行事の運営において時間的なロスが最小化されるなど、連携の質が高まるといった効果が一体型でより高く見込まれること、また、一体型は学校施設の建設費及び維持管理費の費用縮減が期待できることから、施設一体型の小中一貫教育制度を導入する考え方を示した。

学校の設置場所については、一体型の小中一貫教育制度の導入を踏まえ、Ｄ案の「坂下中学校の敷地に小学校３校を統合した新しい小学校と坂下中学校を新設する。」という考えを示した。理由としては、通学バスを導入する場合、県道 508 号や市道 6637 号の幅員の広い道路に接道しているため、通学バスが運行しやすく、安全に通学することができること、既存の敷地は、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域に指定されておらず、土砂災害、浸水害のリスクが低いこと、坂下地区の主要道路である県道 508 号に面しており、地区の概ね中央に位置していること、新校舎は、現校舎を使用しながら整備することを想定しており、隣接する土地を取得することで整備期間中の代替グラウンドを確保し、教育活動への影響を最小限に抑えるとともに、整備後の小中学校の一体的な運営に必要な広さの敷地を確保することができることといった安全面や立地の条件などから選定した。

本市の考え方に対し、懇談会の構成員には概ねご理解をいただいた。

学校用地の取得について、学校の設置場所についてでも説明したとおり、学校運営をしながら学校整備を想定していることから、教

	育活動への影響を最小限に抑えるとともに、整備後の小中学校の運営に必要な広さを確保するため、学校用地として隣接地の取得を進めている。予定している学校用地取得の範囲については、図１にある坂下中学校南側の太枠白線内を予定している。現在、地権者に対し、事業説明及び意向確認を行っている。 開校までのスケジュール案について、現時点では坂下中学校と小学校３校を統合した新たな学校を設置する場合、令和 15 年度又は 16 年度の開校を想定している。ただし、用地取得の交渉状況や計画の見直し、工事の進捗状況により、変更が生じる場合がある。 また、西尾小学校については、令和９年度以降、複式学級が想定されるため、小学校３校の統合を待たずに神屋小学校と先行して統合することも考えられる。この場合、各小学校区の保護者や地域住人の意見を聞いて検討を進める。 参考として、今後の坂下中学校区懇談会の予定を記載している。 ９月 27 日に坂下中学校区全体での意見交換会を開催し、市の考え方を示す予定である。
河合委員	予定している全ての学校用地を取得した後、校舎等の設計など進めるのか。全部取得できるとは限らないが、どこまで取得したら進めるのか。全て取得できない場合はどのように対応するのか。
新たな学校づくり推進室長	小学校３校を統合した小学校と中学校の敷地に必要な部分を図１太枠白線内と考えているため、基本的には全て取得してからである。了承いただけない土地を諦めて、残りの土地のみで学校用地とするのは困難であるため、基本的には了承してもらうまで、引き続き丁寧に交渉を進めていく予定である。 しかし、どうしても取得が難しい場合には、その土地がなくても学校運営が可能か判断し、不可能な場合は、例えば西側の土地の方へ用地を変更するなど、臨機応変に対応していきたい。
河合委員	計画通り進まない場合、代わりの土地を探すか、ある程度の土地が確保できると見越せれば、話を進めていくということか。
新たな学校づくり推進室長	どこまで取得できるか決定しないと、基本的な設計、土地の造成ができない。

河合委員	計画どおり取得できれば進めるということか。
新たな学校づくり推進室長	そのとおりである。 そのため、開校までのスケジュール案に記載のとおり、用地取得の交渉状況によっては開校がずれる可能性がある。
河合委員	最悪の場合、断念する可能性もあるのか。
新たな学校づくり推進室長	可能性としては否定できない。 現在、学校の南側の用地取得を想定しているが、場合によっては北側や西側の用地を取得し、学校運営が可能か検討する必要がある。
河合委員	周囲の地権者に土地を譲渡できるか確認したほうが良いのではないか。
新たな学校づくり推進室長	現在、太枠白線内の地権者を順次訪問し、市の学校統合に向けた事業の説明と学校用地とする場合、合意してもらえるかの意思確認を進めている。
竹田委員	学校用地とする土地は農地か。
新たな学校づくり推進室長	そのとおりである。
竹田委員	地権者は何名かいるのか。
新たな学校づくり推進室長	13名である。
竹田委員	現在、地権者に打診をしているところか。
新たな学校づくり推進室長	そのとおりである。 本日も職員が行っている。

竹田委員	感触としてはどんな感じか。
教育部長	土地という財産の話であるため、現時点では、具体的に申し上げられない。
竹田委員	西尾小学校は令和９年度以降複式学級になるのか。
新たな学校づくり推進室長	そのとおりである。 令和９年度は小学３年生、４年生が複式学級になると想定している。来年度は３年生が３人、４年生が９人の合計 12 人となる予定だが、愛知県の基準では２学年で 14 人以下だと、複式学級を編成するようにしか教員が配置されない。
竹田委員	市として初の複式学級なのか。
新たな学校づくり推進室長	そのとおりである。
竹田委員	複式学級を想定とした教育を準備しているのか。
新たな学校づくり推進室長	西尾小学校の教職員が近隣市で複式学級を行っている学校の見学や研修を受けていると聞いている。
竹田委員	西尾小学校は学校３校の統合を待たずに神屋小学校と先行して統合することも考えられると記載されているが、いつ頃になるのか。
新たな学校づくり推進室長	最短で令和 10 年度になるのではないかと考えている。 校長の話では、合同で行事や授業を行い、児童が統合後の環境に慣れる時間が必要である。また、各学校の伝統をどのように引き継ぐのか調整に時間が必要である。
竹田委員	令和 10 年度は早い印象だが、西尾小学校の統合は可能なのか。

新たな学校づくり推進室長	早くて令和 10 年度であるため、可能かどうかはこれから検討が必要である。
浅井委員	市の案は地域住民に示したのか。
新たな学校づくり推進室長	８月 24 日に開催した地域住民や保護者が参加する懇談会で示した。 ９月 27 日に、坂下中学校区の地域住民、未就学児を含む保護者全体を対象とした意見交換会を開催する。概要は回覧板や Home＆School で知らせている。その概要に対する意見は意見交換会で質疑応答を行う。
浅井委員	意見交換を行った後、どのように方針を決めていくのか。
新たな学校づくり推進室長	市が示す案に対して意見が出た部分を修正できるのか、市が想定していない状況を解決できるかが課題になる。市としては、現在示している案で理解いただきたい。 〇参考資料について
浅井委員	後援について、オンライン開催も後援の対象か。今までにオンライン開催の事業を後援した実績はあるのか。
教育総務課長	実績はある。今回の申請団体は春日井市内の団体であり、春日井市民を対象としているため後援決定とした。申請団体には、申込者が春日井市民か確認するようお願いしている。

上記のとおり、議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、教育長及び指定された会議録署名人が署名する。

令和 ８年 10 月 14 日

教育長　　兒島　靖

署名人　　竹田　卓弘